

第 32 回那覇市上下水道事業審議会議事録要旨

- 1 日 時 令和 6 年 7 月 31 日(水)10:00 ~ 11:30
- 2 場 所 那覇市上下水道局 A棟4階会議室
- 3 出席委員 神谷大介(会長)、山元知子(副会長)、野崎律子、加賀谷生恵、前原信達、謝名堂聡、上原博、糸村和哲、仲村渠好美、田島繁 (審議委員 10 人中 10 人出席)
- 4 上下水道局
出席者 具志堅 永(上下水道副部長)ほか、上下水道局職員
- 5 次第
開 会
第 32 回審議会(議事)
閉 会
- 6 議 事 水道料金の改定について
(審議に先立ち本日の審議会は公開とすることを決定。ただし、傍聴者なし。)

以下、議事要旨

会長)議題「水道料金の改定について」、前回に引き続き審議してまいります。

まず、前回の審議会内容の確認を行いたいと思いますが、前回は料金算定期間、総括原価額、改定率、料金改定の時期、改定による増額分を従量料金への配賦とすることなどについて審議しました。また、各水量区分の単価設定については、次回、改めて事務局が資料を作成・説明を行った上で審議することになりました。

では「水道料金の改定について」担当者から説明をお願いします。

事務局)資料を用いて説明。約 30 分

会長)「水道料金の改定について」の各水量区分単価の設定について、3つの案の説明がありましたが、委員の皆様、内容について質問やご意見があればお願いします。

企画経営課長)説明の補足ですが、12 ページの「一般以外の用途」の水道料金に

については、案①、案②、案③どちらかに案が決まれば自動的にそれぞれの料金設定が決まるということをご了承ください。

D委員)8 ページの図 6 について、35 m³超の件数が 4.8%ということですが、何件あるのですか。

企画経営課室長)総件数約 204 万件で 35 m³以下が約 194 万件となっています。

D委員)7ページの業種別と8ページのグラフが関連しているとする、8ページの35 m³超を使用している約 5%の件数が7ページの①栓数割合グラフの業務・営業用、観光の件数 6.9%におおむね相当するということですか。

そして、7 ページの②水量割合の業務・営業用、観光の合計 25.7%が 8 ページの 35 m³以上の使用水量に相当し、7 ページの②水量割合の生活用の割合 74.3%が同じように 35 m³以下の使用水量になるという認識で良いでしょうか。

企画経営課長)7 ページは業種別、8 ページは単純に使用水量区分別の件数となっておりそれぞれのグラフの内容はリンクしておりません。生活用でも 36 m³以上を使う世帯がいますし、業務用でも少水量の方がいます。それぞれのデータを結び付けて説明することは難しいです。

D委員)7 ページと8ページは関連していると思っていたので、図 6 の 4.8%の方たちは「②水量割合」の観光、業務・営業用の合計約 25%と同じくらいの水量を使っていると思っていました。

図 6 の 4.8%の方たちは実際にはどの程度の水量を使っているのでしょうか。

企画経営課長)8ページの 35 m³超の 4.8%の件数で 57.2%の水量を使用しております。

D委員)それでは 4.8%の件数で 57.2%の水量を使用し、64.8%の料金を負担しているということですね。

F委員)上下水道局としては、どの料金案を薦めているのでしょうか。

企画経営課長)前回の審議会ではすべての水量区分単価にそれぞれ 22 円と 33 円を均等に加算する案①を提案させて頂きましたが、今回の審議会に向けて案①も含めて3つの料金案を提案させていただきました。

今回の3つの案について局内で検討したところ、昨今の急激な物価高騰の中、生活用の使用者の負担を考慮すると、これまでの料金体系と同じように少量使用者と大口使用者の負担割合を今までと同等にした、つまり逓増度を維持した

案②が良いと考えております。

ただし、大口の利用者に多めに収入面で負担をしてもらっておりますことについては、今後は人口減少や節水器具の普及等によって全体の水の需要量も減少することが予見されておりますことから、経営の観点から、今後は大口利用者への収入面での割合を低減していく必要があるとも考えております。

今回はすぐに水需要が大幅に減少するという状況ではないということと市民の負担感などを勘案して案②を推薦させていただいております。また、ここまでの説明と同じ考えから案③は厳しいと考えております。

H委員)説明を受けた時に案③は無いと感じました。

案①と案②でまだ迷っています。案①の同額負担が分かりやすい。低所得者の負担軽減を考えると案②になるが、事業者の負担が大きくなり、逆にその分が価格に反映されると考えると、より物価が上がる可能性もあると思っています。物価に与える影響がとても大きいものでなければ低所得者、生活者の負担を減らす案②で良いのではないかと思います。

会長)どの案が最良という判断は難しい。

使用水量が少ない世帯が低所得者というわけでもありません。普通に所得があるが外出が多く、そんなに水を使わないという世帯もあります。昔は、お金持ちは自宅のトイレが水洗トイレなので使用水量が多くなるとかで判断できたが、現在は使用水量で生活状況は判断できません。また水を多く使う業種が儲かっているかというとも違います。

低所得者への配慮などを水道料金で解決するのは難しい。水道料金を値上げすると生活保護世帯や非課税世帯には厳しいということであれば、生活保護政策で手当すべきです。今後、マイナンバーに全員登録して全世帯の収入が分かれば、世帯収入毎に水道料金を設定するという世の中になるかもしれませんが、現状では所得に紐づけて上下水道料金を議論するのは難しい。

ただ、一般的に、使用水量が 25 m³くらいまでの世帯は給水原価を下回る金額で水道が供給されています。水道事業はそういった世帯が増えれば増えるほど赤字になる体質になっています。

那覇市は他の市町村と比べ大口使用者が多いので一般世帯の水道料金を安く抑えられています。一方で、大口使用者の使用水量は経済情勢によって大きく変わり、経営上はリスクでもあります。コロナ禍も当初は数か月で終わるだろうと考えられていたのが何年も影響しました。それを経験したので水道経営においても料金収入の安定性という点を考慮したいとも考えています。

G委員)最初に説明を受けた際には、7 ページ・8 ページのグラフから 5%の方たちが 65%の料金を払っているということでショッキングであった。私は一般的には、水道料金は生活用云々ではなく使用した水量に応じて払うべきだと思います。そう

という意味では、7 ページの水量割合から 5%の方たちは 25%くらいの水量を使っていると思い、それで 65%の金額負担は過剰なので、案①が適切かと考えていました。しかし、先ほどの事務局の説明を聞くと 5%の件数で 57%の水量を使用し、65%の金額負担ということであれば逆に案③でもよいかと思いました。案①はなくて、②か③の案が良いと考えています。

E委員) 審議委員は 10 名いるが、おそらく全員が生活用の利用者だと思います。大口の使用者には上下水道局から別途に説明会など行うのでしょうか。

企画経営課長) 料金改定についてはホームページや広報誌でお知らせし、自治会長会などへ行って説明なども行いますが、企業向けに説明する機会は特に設けていません。企業等へのお知らせは、検針票や請求書の備考欄、または報道等による間接的な形になると思います。

会長) 審議会で議論した内容は審議会から上下水道局へ意見書を提出します。その後、上下水道局から料金改定案を那覇市議会へ上程するという流れです。市議会では企業代表ではないが、企業の立場からも含め、議論されることになると思います。

E委員) 業種別サンプル資料を見ると大口使用者側からは意見もあるかと思えます。

D委員) 事実関係として、8 ページの説明部分には「約 5%の使用件数で約 57%の水量を使用し」と表現したほうが良かったと思います。7 ページの資料から私も 5%の使用件数で 25%程度の水量しか使っていないと思ってしまいました。

会長) 確認ですが、件数というのは栓数×12月分という認識で良いですか。

企画経営課長) 料金は毎月請求しており、栓数の12月分になりますのでその通りです。

会長) 栓数は使用者の割合ではないということですか。

企画経営課長) 一つの給水栓を多くの方が利用しているという場合もあるので、栓数と使用者は同じ数字ではありません。

会長) 学校のプールなど、特定の月だけ多く使うというケースもあると思いますが、その場合はその月だけ多く使用する区分に含まれるということですね。

企画経営課長)その通りです。また、4.8%の中に生活用として使われているケースもありますので、参考として見ていただきたいと思います。

会長)まず、件数の説明として「給水栓数は〇件でその 12 ヶ月分が全体で〇件、そのうち 36 m³以上使用する方の件数が 4.8%、その方々が 57.2%の水量を使用し、その料金として 64.8%を支払っている」というように誤解のない形で記載したほうが良いと思います。

企画経営課長)7ページ8ページを並べてみると、誤解を与えるような資料となってしまっていることは、申し訳ありませんでした。今回は質問していただいたことで、回答の中で審議委員の皆さんに確認していただけて良かったです。

C委員)感想的な話になりますが、私もここでの話を聞くまでは案②が良いと思っていました。①案のように単純に県の料金が値上がりした分を市の水道料金に加えると、少量使用者は単価で見ると倍増しているというように思いますが、基本料金があるのでトータルではその差は数十円、百円以内くらいということで生活者としても影響も少ないとも感じました。

ただ、水道料金の値上げ自体に関して、水道水を多く使う豆腐屋さんのように生活には欠かせない小規模営業の方のことが気にかかります。条例で水道料金の値上げが決定されると水道使用者は値上げを拒否できません。県水道料金の値上げは報道等で周知されているので、県民は近々自分たちが支払う水道料金の値上げもあるだろうとは思っています。那覇市としては県の水道料金の値上げに少し期間を置いた後に値上げするので、使用者の負担感に配慮した値上げとして好意的にみることもできます。しかし、ギリギリの状況で営業を続けている小規模の豆腐屋さんや醤油屋さん、弁当屋さんなど身近な商店が水道料金の値上げを負担に思う姿が浮かんで来て、感情的には厳しいと思いました。

今後、もしも県の水道料金が値下げされることになった場合は、すぐに那覇市としても水道料金を値下げして欲しいと思います。水道事業の実情は理解しており、値上げせざるを得ないし、値上げの幅も最小限にしているということは理解しています。しかし値上げに反対の立場ではありませんが、身近な小規模の商売の方々などのことを思うと値上げに賛成することが心苦しいと感じました。

A委員)今後、水はタダではないというのがより現実的になってきたと思いました。説明を受けて、事務局の方がよく考えて作った案だなと感じました。自分も仕事柄では小規模な顧問先もあって、水道料金の値上げは心苦しいと感じます。私も県が水道料金を値下げしたら即座に市の水道料金の値下げを検討してもらいたいと思っています。

会長)これまで委員の皆さんの意見を伺った内容からすると、事務局が提案する案②がベストではないがベターであるということになると私は思いました。審議会の意見として案②を選択するというところでよろしいでしょうか。

各委員)異議なし。

会長)では、審議会として各水量区分の料金設定については案②の通増度維持を意見としてまとめます。今後は、上下水道審議会として意見を求められていますので、案②を基に意見書案を事務局で作成していただき、その内容を審議・決定していくこととなります。今後の審議の方法についてはどのように進めていきましょうか。

事務局が意見案を持ち回りで説明するという、書面での審議という方法もあります。

企画経営課長)事務局で、これまで審議していただいた内容をとりまとめて意見書の素案を作成しますが、その内容について議論するためにもう一度審議会を開催する方法と、もしくは事務局が案を持ちまわって皆さん確認していただき、最終的には会長・副会長にまとめていただくというような書面会議にする方法と、どちらがよろしいでしょうか。

会長)事務局が各委員へ持ち回りで進めていただいて、その中で、改めて審議会を開いて議論するような意見案が出た場合には集まって審議するという形で進めて良いと思います。事務局案のままが良いとか、または少しの変更であれば会長・副会長と事務局で対応するというところで進めて良いと思いますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

各委員)異議なし。

企画経営課室長)今回、企業局が値上げしたという改定の理由、それによる水道事業への影響、今回ご議論いただいた改定案や意見の内容などを取りまとめて記載したいと考えていますが、意見書案の作成にあたり審議委員の皆様から他に付け加えて欲しい事項などがあればお伺いしたいと思います。

会長)委員の皆さんの意見を伺ったなかでは、今回の料金改定は大口使用者への影響は大きいですが、資料 8 ページで件数は 4.8%だが、全体の使用水量の 57.2%と半分以上の水量を使用しているということ、そのうえで 64.8%の水道料金を支払っているということ。つまり、「大口使用者は多く使っているので多く負担していただく」というような表現があったほうが良いと思います。また、県の水

道料金が値下げした場合は那覇市の水道料金も値下げして欲しいということは記載したほうが良いと思います。

企画経営課長) 県の水道料金値下げについて少しお話させていただくと、県水道料金の値上げにあたり我々も県企業局から説明を受けました。そのなかで県水道事業の経営状況から県水道料金は値上げせざるを得ず、額も 33 円と大きいですが、それでもギリギリのところだと認識しました。那覇市は将来へ向けた水道施設更新等の資金は、ある程度確保していますが、県企業局はその資金がまったく確保されていません。今後もし電気料金等が安くなり県の純利益が増加してもそれは県水道事業の将来の設備更新へ向けての資金となり、県水道料金の値下げは難しいのではないかと個人的には考えています。

会長) 自分も以前企業局の経営評価委員会にも関わっていたので県水道事業の状況は理解しています。しかし、県水道料金の値下げについては県企業局が判断することです。

県水道料金値下げの可能性として電気代だけではなく、劇的に浄水の技術が向上するとか、天願川や比謝川の水質がキレイになれば、遠い北部から高い電気代をかけて水を運ぶ必要もなくなります。様々な要素が絡んでいますが、この審議会の立場としては、今回は県水道料金の値上げが原因で那覇市水道料金を値上げするので「もし県水道料金が見直された場合は再度那覇市の水道料金も見直します。」という表現を入れても良いのではないのでしょうか。

D委員) 質問ですが、今回案①と案③の中間として逡増度維持が挙がってきましたが、この「逡増度」に全国的な基準や望ましい逡増度はありますか。

企画経営課長) 最初の説明にあったように、ほとんどの事業体が逡増型料金制を採用しており、事業体の状況によりそれぞれの基準で設定しておりますが、現状では逡増度の基準はありません。最近、日本水道協会という全国的な組織が新たに水道料金設定基準について検討し、その中で適切な料金の設定方法や逡増度設定についてのガイドラインを作成しているとは聞いています。

D委員) 逡増度があまり大きくなりすぎると水道事業経営に影響があるということですが、大きくなりすぎると企業が那覇市から出ていくということもありますか。

会長) 水道水の源水が綺麗であれば浄水費用も安くなり、水源が汚いと高くなります。沖縄での事例ではありませんが、隣町に行くときごく水道料金が安いとなればそちらへ工場を建てる、ということになります。

企画経営課長) 綺麗な地下水があれば、地下水を取水して使用する企業もありま

す。県外の水道事業体で、大口の企業が水道水から地下水に切り替えたために、水道事業収入が減少して、水道事業経営にダメージを受けたという事例も聞いています。

会長) それでは、今後事務局で案②で意見書案を作成していただき、皆さんに持ち回りで確認していただく形で進めていきたいと思えます。